

2024高松よさこい連 同意書

- 第一 当連は高知よさこい祭り等への参加を中心に活動するものとする。また、高知よさこい祭り期間中にあつては、相応の理由がない限り、みだりにチームを離れることなく演舞を行うこととする。
- 第二 参加資格は、協調性をもってよさこい鳴子踊りに参加できる健康な男女とし、未成年者の場合は保護者の同意が必要である。
- 第三 当連に参加するには会費の納入と本同意書の提出が必要である。
- 第四 当連の活動は自己責任で行うこととする。練習中の事故、怪我等については当連では責任を負うことはできない。また、練習中以外のトラブルについても当連では責任を負うことはできない。良識ある行動をとること。
- 第五 当連の活動を妨げるような行為はしないこと。また、練習中、祭り当日は他に迷惑を及ぼすような行為はしないこと。場合によっては当連からの脱退を命じる。
- 第六 連費は活動開始後、原則、練習3回以内に支払うこととし、領収後はいかなる理由であっても返金しないものとする。
- 第七 衣装を無断で改造したり、他の装飾はしないこと。
- 第八 活動中の飲酒は禁止する。また、未成年者の飲酒・喫煙は禁止する。
- 第九 踊り・掛け声は当連で練習したものに限る。
- 第十 スタッフの指示に従うこと。
- 第十一 当連の楽曲・衣装・踊りを無断で使用することは禁止する。
- 第十二 当連での活動に伴い生じる著作権及び肖像権等は、全て当連に帰属するものとする。特に肖像権については当連の広報活動等において使用できるものとする。
- 第十三 当連では、よさこい祭り振興会が定める基準に従い、次のいずれかに該当する者は入会できない。
- (1) 暴力団対策法の定める要件を根拠に指定を受けた暴力団員等
 - (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (3) 自身が所属する法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行うなど、社会通念上不適切と認められる者

切取線

私 は、「2024高松よさこい連 同意書」の同意事項を了解した

上で高松よさこい連に参加します。同意事項について一切異議は申し立てません。

年 月 日

(自署)

(歳)

(保護者自署)

未成年の方については保護者の同意が必要です。